

# 令和4年第3回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月23日(水) 午前9時30分～11時40分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(10名)

1番 豊増 文夫	2番 坂元 兼一
3番 山内 美千代	4番 前野 浩司
5番 田畑 和成	6番 赤崎 敬一郎
7番 小西 義彦	8番 南原 美奈子
9番 吉留 義晃	10番 池山 準一

(2)推進委員(18名)

11番	12番	13番
14番 山崎 博文	15番 久保 蘭 貴政	16番 宮崎 栄
17番	18番	19番 竹井 好博
20番 長野 壯二	21番 濱田 誠	22番 徳留 伸一
23番 東條 好廣	24番 満園 和徳	25番
26番 堀之内 睦	27番	28番 大迫 勝哉
29番 竹之内 重則	30番 山口 治幸	31番 下境田 公治
32番 楠元 伸一	33番 肝付 兼久	34番 坂元 智一
35番 小坂 和良		

(3)職員(6名)

事務局長	出水 隆
局長補佐兼農地係長	松山 明浩
農地係主幹	山下 順子
農地係主事	上西 雅人
農政課農業振興係主事	永江 優理
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(一名)

5 会次第

- (1)議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (4件)
- (2)議案第2号 農地法第4条許可申請について (2件)
- (3)議案第3号 農地法第5条許可申請について (2件)
- (4)議案第4号 農業振興地域内農地利用計画の変更案に係る意見について(2件)
- (5)議案第5号 農用地利用集積計画について (70件)
- (6)議案第6号 非農地証明願について (3件)
- (7)議案第7号 下限面積(別段の面積)について (1件)
- (8)議案第8号 農作業標準賃金について (1件)
- (9)議案第9号 農地法第52条の規定に基づく農地の貸借料情報の提供 (1件)

6 その他

事務局長  ただ今から令和4年第3回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長  (あいさつ)

事務局長  ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、全員の出席で定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、11番下市委員、12番甫立委員、13番野間委員、17番内村委員、18番三腰委員、25番栗野委員、27番上屋敷委員以上7名から欠席の申し出がありましたので、18名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長)  それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、9番吉留義晃委員、1番豊増文夫委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。また、今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、確認の意味も含めて、発言の際は挙手し座席番号を言い、議長の許可を得て、起立し発言くださるようお願いいたします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長  「会務報告の朗読及び説明」

議長  ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。  
それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の1ページ3-1番から4番までを議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局(上西)  議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
3-1番  
所在：時吉字■■■■番1, 畑, 農振農用地区域外, ■■■■m<sup>2</sup>, 所在：時吉字■■■■番1, 畑, 農振農用地区域外, ■■■■m<sup>2</sup>, 所有権移転の売買  
3-2番  
所在：白男川字■■■■番, 田, 農振農用地区域内, ■■■■m<sup>2</sup>, 所在：白男川字■■■■番4, 畑, 農振農用地区域外, ■■■■m<sup>2</sup>, 所有権移転の贈与  
3-3番  
所在：求名字■■■■番, 畑, 農振農用地区域内, ■■■■m<sup>2</sup>, 所有権移転の売買  
3-4番  
所在：中津川字■■■■番1, 畑, ■■■■m<sup>2</sup>, 所在：中津川字■■■■番, 畑, ■■■■m<sup>2</sup>, 所在：中津川字■■■■番1, 畑, ■■■■m<sup>2</sup>, 所在：中津川字■■■■番, 畑, ■■■■m<sup>2</sup>, すべて農振農用地区域内, 所有権移転の贈与

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-1番をお願いします。

事務局 　担当推進委員から報告を受けていますので、事務局で説明します。  
この2筆については、以前駐車場用地として転用申請のあったもので、昨年の5月に許可の取り下げがあった案件です。今回、3条申請で農地として取得することとなりました。場所は、■■■さんが所有されている宅地の隣で、境界進入路とも問題ありませんとのことでした。

議長 　3-2番をお願いします。

事務局 　担当推進委員から報告を受けていますので、事務局で説明します。  
■■■さんと■■■さんは親戚関係であるそうです。■■■さんは農業と会社役員をされていて、今回■■■さんから農地を譲り受けられることとなったようです。面積の狭い農地は、■■■さん宅の近くにあつて、周辺の農地も■■■さんが所有されているそうです。もう一筆の農地は圃場整備がされた田であるそうです。2筆とも境界進入路等問題ないとのことでした。

議長 　3-3番をお願いします。

30番委員 　3-3について説明します。  
■■■さんが以前から代替地として、■■■さんと畑を交換して、牛の飼料を作付けされていました。今も飼料を作付けされていて、境界、排水とも問題ないようです。

議長 　3-4番をお願いします。

33番委員 　3-4について説明します。  
■■■さんと■■■さんは、親子で、贈与されるそうです。場所は■■■の東側で土地開発されたところであり、真ん中に道路があつて、上と下に梅が植えてあるのですが綺麗に区画されており進入路、境界も問題ありませんでした。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。

（なしの声）

無いようですので採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-1番から4番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-1番から4番は、許可することに決定いたします。



次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2ページ3-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の3-1番について説明  
所在：永野字 [ ] 番，田，農振農用地区域外，464 m<sup>2</sup>，第2種農地，形態：転用，用途：ロールベール置場用地，施設：ロールベール置場，申請事由：ロールベール置場を設置したい。

申請内容を審査したところ，申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し，提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から補足説明をお願いします。3-1番をお願いします

35番委員

申請地は，既に昨年7月に造成を完了し，30から40個ほどのロールベールをすでに積んであります。周りに人家はなく，においなども問題ないと思われま。地目変更登記には，農地法の許可が必要だと言われて今回の申請になったとのこと。なお，雨水については，今までの田の排水溝を利用するとのこと。進入路，境界も問題ありませんでした。

議長

次に，農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について，事務局の説明をお願いします。

事務局  
(松山)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして，許可（追認）相当。  
なお，申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について，ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の3-1番については，許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので，議案第2号「農地法第4条許可申請について」の3-1番については，許可することに決定いたしました。

次に，議案第2号「農地法第4条許可申請について」の2ページ3-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の3-2番について説明  
所在：田原字 [ ] 番，田， [ ] m<sup>2</sup>，所在：田原字 [ ] 番，田， [ ] m<sup>2</sup>，所在：田原字 [ ] 番，田，644 m<sup>2</sup>，農振農用地区域外，第1種農地，形態：転用，用途：堆肥舎等用地，施設：堆肥舎，飼料置場，資材置場，牛運動場，施設面積：360 m<sup>2</sup>

申請内容を審査したところ，申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し，提案するものであります。

議長  ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-2 番をお願いします。

15 番委員  この農地は以前 5 条申請で総会に諮られたところでした。その後審査が通り、許可が出る前に地権者が亡くなられたため、取下げ、今回新たに 4 条申請がされた案件です。  
 圃場については、図面を見ていただければわかりますが、田の部分は水利が悪いところで、堆肥舎を造る予定のところは、一段下がっています。隣には竹藪があり、イタリアンなどの飼料を耕作されていましたが、日当たりが悪く良いものがないということで、長い間耕作されていませんでした。書類審査の際に、堆肥舎の床面について確認をとることでありましたが、コンクリートを施工されるとのことでありました。被害防除計画書に土留工事、緑地干渉地を設け新たに客土をして、排水路を設置し、堆肥舎を建設したいとのことでした。

議長  次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (松山)  農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。  
 本件につきましては、第 1 種農地の案件でありますことから、県の常設審議委員会に意見聴取を求める案件であります。

議長  ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。  
 (なしの声あり)  
 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 3-2 番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
 (全員挙手)  
 全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 3-2 番については、許可することに決定いたしました。

議長  次に、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3 ページ 3-1 番を議題といたします。  
 なお、4 ページ 議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。  
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局  議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-1 番について説明  
 所在：虎居字 [ ] 番 1, 畑, 農振農用地区域内, [ ] m<sup>2</sup>, 地種：農振除外されると第 1 種農地, 形態：転用, 用途：一般住宅用地, 施設：一般住宅 124 m<sup>2</sup>, 申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。  
 関連部分の 4 ページ議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番説明  
 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。



議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-1 番をお願いします。

事務局 　担当の推進委員が欠席ですが、現地調査結果等について報告をいただいていますので、読み上げます。3-1 について説明します。今回の申請は令和3年7月及び11月で5条申請がなされ既に住宅の建設に着手されている場所の最後の1筆であります。令和3年に申請があった際に説明したとおり現地は国土調査の成果に基づき境界の復元がなされており、その境界杭も確認出来、特に指摘するようなことはありませんでした。また、住宅建設後における生活排水の放流については、合併浄化槽を設置し、既設の側溝に流されるものと思われま。当該農地は、農振地域内の農用地でありますので農振地域からの除外手続きが必要となります。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
（松山） 　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地については農用地区域からの除外決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
（なしの声あり）  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-1 番については許可することに賛成の方、併せて議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-1番は、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、農振除外を承認することを決定いたします。

議長 　次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3ページ3-2番を議題といたします。  
なお、4ページ 議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
（松山） 　議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-2番について説明  
所在：柏原字■■■■番3, 畑, 農振農用地区域内, ■■■■㎡のうち499㎡, 地種については農振除外された場合は第1種農地, 形態：転用, 用途：一般住宅用地, 施設：一般住宅127.52㎡, 申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。  
関連部分の4ページ議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番説明

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

26 番委員 ■■■さんと■■■さんは義理の親子になります。娘婿です。■■■さんがアパート住まいのため、家を立てようと考えていた時に、■■■さんからこの畑の一角ならということ提案があり申請されたそうです。建てる際は、40センチほど嵩上げし、境界にブロックを積むとのことでした。現地には、建築される範囲に杭を立てて、分かるようにしてありました。また、排水に関しましては、40センチほど嵩上げされることから県道側の側溝に流されるとのことでした。問題はないと思われま。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。ただし、申請地については農用地区域からの除外決定があった場合に限る。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-2番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-2番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の2番は、農振除外を承認することを決定いたします。

次に、5ページ議案第5号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表(所有権の移転)について事務局の説明をお願いします。

事務局 (山下) 議案第5号「農用地利用集積計画について」の5ページ農用地利用集積計画書、6ページ集積計画総括表(所有権の移転)について説明

議長 それでは、議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の7ページ3-1番から5番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (山下) 議案第5号「農用地利用集積計画の7ページ、3-1番から5番について朗読及び説明」事務局の議案説明をお願いします。



議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転 3-1 番から 5 番については、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転 3-1 番から 5 番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、8 ページ議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転 3-6 番を審議いたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(山下)

8 ページ議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転 3-6 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-6 番をお願いします。

32 番委員

申請番号 3-6 番について補足説明します。

資料の地図を見てくださいと、既存の牛舎の隣に新しい牛舎が建つことになっています。周辺の方々に対しては、建てることに対してご理解いただいているところであります。この新しい牛舎の横に畑がありますが、そこは■■■さんが飼料を今植えてありました。どちらも■■■さんが管理されているとのことです。牛舎を建てるにあたって、堆肥を置くスペースが新しいところにも、既存のところにもあるということですが、置ききれなくなった場合には、近辺の周辺に民家のない畑を所有されているのでそこでビニールで覆いをし、早めに自分の田畑に敷き込みたいとのことでした。

牛舎の敷料としてもみ殻をいれ、汚水が出ないに管理をされるとのことでした。境界、進入路等問題はありませんでした。

議長

次に農用地利用集積計画に対する意見書案について事務局の説明をお願いします。

事務局  
(松山)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明

総合意見としまして、許可相当。

なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明、補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、ないようですので採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転 3-6 番については、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の所有権移転 3-6 番については、妥当とすることに決定いたします。



次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 9 ページ総括表について事務局の説明をお願いします。

事務局  
(山下)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 9 ページ総括表について朗読及び説明

議長

それでは、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。  
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 4 件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
まず初めに 12 ページ 3-10 番を議題といたします。  
■■■■農業委員の退室をお願いします。{■■■■農業委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(山下)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 12 ページ、3-10 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 3-10 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定 3-10 番については、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■農業委員の入室をお願いします。{■■■■農業委員入室}  
  
次に 15 ページから 17 ページ 3-24 番から 30 番を議題といたします。  
■■■■農業委員の退室をお願いします。{■■■■農業委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(山下)

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 15 ページから 17 ページ 3-24 番から 30 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 3-24 番から 30 番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定 3-24 番から 30 番については、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■農業委員の入室をお願いします。{■■■■農業委員入室}  
  
次に 18 ページ 3-32 番を議題といたします。  
■■■■推進委員の退室をお願いします。{■■■■推進委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(山下)

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の18ページ3-32番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-32番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定3-32番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■推進委員の入室をお願いします。{■■■■推進委員入室}

次に22ページ3-50番を議題といたします。

■■■■推進委員の退室をお願いします。{■■■■推進委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(山下)

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の22ページ3-50番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-50番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定3-50番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■推進委員の入室をお願いします。{■■■■推進委員入室}

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページから25ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(山下)

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページから25ページの農業委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、26 ページ議案第 6 号「非農地証明願について」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第 6 号「非農地証明願について」説明  
3-1 番  
所在：広瀬字 [ ] 番，田，農振農用地区域外，[ ] m<sup>2</sup>，判定地目：原野，利用状況：耕作放棄地

34 番委員 3-2 番  
所在：求名字 [ ] 番，田，農振農用地区域外，[ ] m<sup>2</sup>，判定地目：原野，利用状況：耕作放棄地  
3-3 番  
所在：柏原字 [ ] 番 1，[ ] 番 2，[ ] 番，[ ] 番 1，[ ] 番 2，字 [ ] 番 5，地目：田，農振農用地区域外，合計 1607 m<sup>2</sup>，判定地目：原野，利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果をお願いします。  
3-1 番お願いします。

14 番委員 申請地については資料をご覧ください。15 年ほど前に申請人のご主人が亡くなられ、息子さんもいらっしゃるのですが障害があり耕作できないとのことでした。申請地は、水を引いてくることができず、耕作していた当時は、申請地の下にある池からポンプで汲んでいたようです。また、進入路についても幅が狭く、申請人の自宅の庭を通らないといけなことから機械の搬入は困難と思われました。以上のことから、現地は原野が妥当ではないかと思いました。

議長 3-2 番お願いします。

29 番委員 3-2 について説明します。  
この [ ] という場所は、旧の求名駅から宮之城方面に行きますと [ ] があるのですが、その下になります。現在は、竹やぶで進入路も確認できないような状態です。数年前までは、飼料を耕作されていたようですが、年齢とともにできなくなったとのことです。  
3-3 番お願いします。

26 番委員 この農地は、いつから耕作しなくなった忘れるくらい以前から耕作していないということです。現地を見ますと、竹と雑木が生えて原野化していました。境界は確認できず、遠くから見ると何となく資料の図面のように見えるところでありました。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、ないようですので、採決いたします。議案第 6 号「非農地証明願について」の 3-1 番から 3 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。



	<p>(全員挙手)        全員賛成ですので、議案第6号「非農地証明願いについて」の3-1番から3番は、妥当とすることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「下限面積（別段の面積）について」を議題とします。        事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第7号「下限面積（別段の面積）について」説明        提案理由と設定の理由について説明</p>
議長	<p>ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。        (なしの声あり)        よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号「下限面積（別段の面積）について」は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。        (全員挙手)        全員賛成ですので、議案第7号「下限面積（別段の面積）について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「農作業標準賃金について」を議題とします。        事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第8号「農作業標準賃金について」説明        提案理由等について説明</p>
議長	<p>ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。        (なしの声あり)        よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号「農作業標準賃金について」は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。        (全員挙手)        全員賛成ですので、議案第8号「農作業標準賃金について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第52条の規定に基づく農地の貸借料情報の提供」を議題とします。        事務局の議案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第9号「農地法第52条の規定に基づく農地の貸借料情報の提供」説明</p>
議長	<p>ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
6番委員	<p>平均額で、参考でということなのですが、地域によってだいぶ違うように感じているのですが、もう私が回って、「ただで」といても耕作者がいないのですが、「平均がこうですよ」というとびっくりされると思います。参考にしてくださいというのは、分かるのですが、参考でも高いように感じたのでお尋ねしました。場所によってだと思いののですが。他の市町村もこんな状況なののでしょうか。</p>

事務局長 他各市町村においてもこのような形で示されています。記載してありますとおり、あくまでも情報提供でありますので。貸し手と借り手のお互いで協議くださるのがいいかと思います。データの数値については、過去も同様の金額であるようです。

議長 ほかにありませんか

2番委員 データの中に0円というのは無いのは、なぜですか。

事務局 この資料は、あくまでも貸借の情報でありまして、無償の場合は使用貸借となるため、お金が発生するものだけを集計したものです。

議長 これまでは、上田、中田とされていましたが、今回からは平均のデータを示してあります。あくまでも参考であり、お互いで話し合っていていただくということです。

ほかにありませんか。無いようですので採決いたします。議案第9号「農地法第52条の規定に基づく農地の貸借料情報の提供」は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第9号「農地法第52条の規定に基づく農地の貸借料情報の提供」は、承認することに決定いたします。

次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありますか。  
(なしの声)  
事務局より、何かありますか。  
(ありません。)  
無いようでありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。  
次に、会次第6の「その他」で、委員の方から何かありますか。  
ほかにありませんか？  
無いようでしたら、事務局より事務連絡はありますか？

事務局 (事務局より連絡事項あり)  
・前回の総会での回答保留について(堆肥舎設置基準等)  
・令和3年度鹿児島県農業委員会大会資料について  
・農地集積に関する確認書について  
・農業委員会による最適化活動の推進等について(計画目標及び活動日誌等)

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして令和4年第3回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_